

【道路法24条:道路工事施工承認申請書】

道路法24条に基づく道路施工承認を申請される方は、潮来土木事務所・道路管理課へ下記書類を提出してください。

※ 3部提出 (1部は許可書とあわせて返却します)

(1)「道路工事施工承認申請書」(様式1号)

(2)位置図

(3)現況平面図

(4)計画平面図

・工事内容(延長、構造物の名称、寸法、その他必要事項)を記載してください。

(5)求積表

・計画平面図にあわせて記載しても構いません。

(6)構造図

・路盤・表層の種別と厚さ、その他設置する構造物(縁石・側溝等)の図面。

(7)軌跡図

・8mを超える出入口(歩道切下げ)を申請する場合、その幅が必要な事を確認するため。

(8)交通規制図

・工事施工区域内における歩行者や通行車両の安全確保のために設置する各種標識、バリケード、夜間照明、誘導員の配置などを記載してください。

(9)公図(写)及び登記事項要約書(写)

(10)同意書

- ・隣地境界から3.5m以内に入出口を設ける場合
- ・隣地に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・その他第三者と利害関係が生じるおそれがある場合

(11)現況写真

※申請の内容によっては、省略できる添付書類があります。

※出入口を設置できる位置や幅については、現在の道路施設(交差点や消火栓等)や乗入れする車両の種類等により制限がありますので事前にご相談ください。

※申請から許可までに3週間ほど期間を要しますので余裕をもった申請をお願いします。

(書類に不備があった場合は期間が延びます)

(様式第1)

道路工事施行承認申請書

令和 年 月 日
第 号

茨城県潮来土木事務所長 殿

〒
住所
氏名

TEL
担当者

㊟

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名		歩道・車道・その他 ()
	場所		
工事概要	工事種別		施工数量
工事の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間	
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先		
添付書類	位置図, 現況図, 計画図, 構造図, 交通規制図, 工事仕様書, 公図 (写), 求積表, 誓約書, 同意書, 現況写真, その他 ()		
備考			

記載要領

- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。
- 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
- 「場所」の欄には、地番まですること。施行箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載すること。
- 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- 「添付種類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を () に記載すること。

・位置図は 1/50,000 程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図 (1/1,000 程度) 及び縦横断面図を指し、誓約書とは、施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。

- その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。 例) 概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等

令和 年 月 日

殿

隣接者住所

氏名

印

同意書

今回、殿の実施する 工事において隣接境界より . mの位置を切下げすることにつきまして、異議なく同意します。なお、施工後の切り下げ箇所におきまして貴殿ならびに茨城県に対し、不服申し立て等一切行わない事を合わせて同意致します。

(参考)

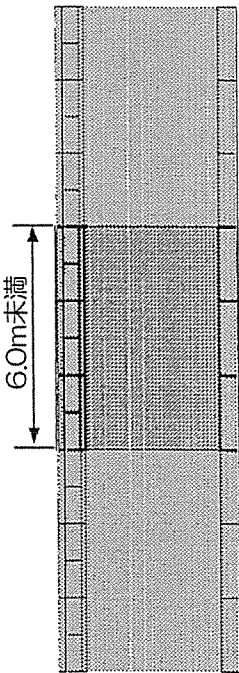
『茨城県道路管理の手引き』による

- (1)新たに設置する出入口は隣接境界より3.5m以上離す。
- (2)新たに設置する出入口は直近の出入口より7.0m以上離す。

道路法第24条 出入口設置承認工事の運用

A. 出入口幅 W=6.0m

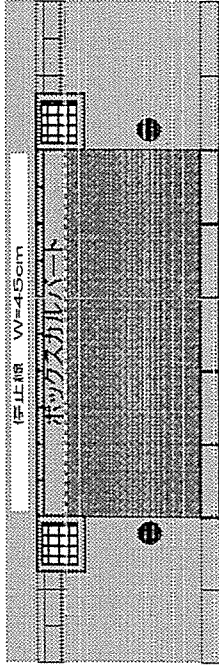
- 民家への出入口
- 4ton未満程度の車両の出入口相当



舗装構成: 表層【密粒AS】5cm, 路盤【M-30,MS-25】25cm
 工事内容: 側溝入替KUS→KUR, 低ブロックの設置
 現場打側溝の場合は蓋厚13cmを確保できるよう側溝を補強する。

C. 出入口幅 W=10.0m以上

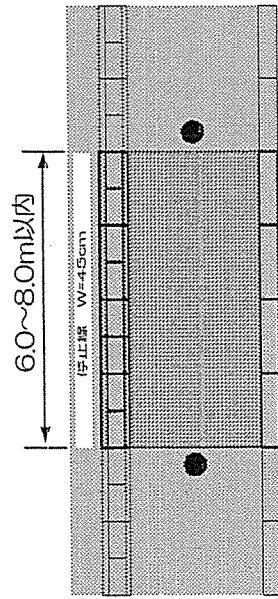
- 工場への出入口
- 大型店舗への出入口 等
- 6.5ton以上の車両の出入相当



舗装構成: 表層【密粒AS】5cm, 基層【粗粒AS】5cm
 上層【M-30,HMS-25】10cm, 下層【C,CS-40】15cm
 工事内容: 側溝をボックスカルバートに布施替え。
 両側に集水柵を設置する。(管理用)
 側溝蓋をKCフォーム(T-25)で施工すること可。
 (但し両側に管理用のグレーチングを設置)
 歩道幅員2.5m以上の場合両側に車止めを設置
 民地部に停止線を設置し官民境界に原則地先境界ブロックを
 設置する。(塀、ブロック等がある場合は除く。)

B. 出入口幅 W=8.0m

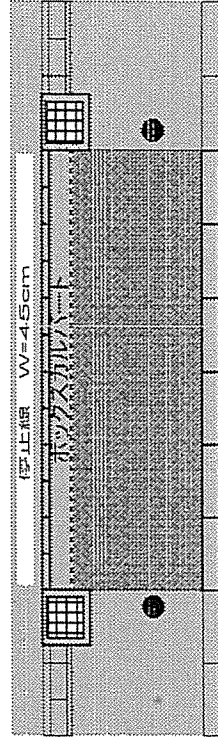
- 小中規模小売店への出入口
- 4ton以上6.5ton程度の車両の出入相当



舗装構成: 表層【密粒AS】5cm, 基層【粗粒AS】5cm
 路盤【M-30,MS-25】30cm
 工事内容: 側溝入替KUS→KUR, 低ブロックの設置
 現場打側溝の場合は蓋厚13cmを確保できるよう側溝を補強する。(T-25)

D. 出入口幅 W=12.0m

- 隅切り部を含み最大14.0mまで確保できる。
- 工場への出入口(特車の出入が想定される場合)
- 大型店舗への出入口 等(特車の出入が想定される場合)
- 10ton以上の車両出入相当



舗装構成: C条件と同様
 工事内容: C条件と同様